様式３

誓約書

令和　年　月　日

　松前町長　　田中　浩介　　様

住所（所在地）

商号または名称

代表者役職名

代表者氏名

　松前町経営支援システム及びサービス提供業務に係るプロポーザルへの参加に当たり、参加資格である次の要件を全て満たしていることを誓約します。

記

(1) 令和７・８年度松前町入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加有資格業者名簿に登載されること、又は、登載される見込みがあること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項の規定による更生手続開始の申立てをしておらず及び同条第２項の規定による更生手続開始の申立てをされておらず並びに民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項の規定による再生手続開始の申立てをしておらず及び同条第２項の規定による再生手続開始の申立てをされていないこと。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしていないこと。

(5) 国税及び松前町税を滞納していないこと。

(6) 企画提案書の提出期限の日前６月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員と関係がないこと。

様式３－１（共同事業体用）

委　任　事　項

１　松前町経営支援システム及びサービス提供業務に関し、当共同企業体を代表して、委託者である松前町と折衝する権限

２　入札及び見積もりに関する一切の権限

３　委託代金及び前払金の請求・受領に関する一切の権限

４　その他業務に関し、諸届・諸報告の提出に関する一切の権限

|  |
| --- |
| 使　用　印 |

様式３－２（共同事業体用）【例示】

委託業務共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

　(１)　松前町発注に係る、松前町経営支援システム及びサービス提供業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「委託業務」という。）の受託

　(２)　前号に付帯する業務

（名称）

第２条　当共同企業体は、●●●●●共同企業体（以下「共同企業体」という。）と称する。

（事務所の住所）

第３条　共同企業体は、事務所を●●●●●に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　共同企業体は、令和●●年●●月●●日に成立し、第１条に規定する業務の委託契約の履行後３箇月を経過するまでの間は解散することができない。

２　共同企業体は、第１条に規定する業務を受託することができなかったときは、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　住所（所在地）

　　商号又は名称

　　代表者役職名

　　代表者氏名

　　住所（所在地）

　　商号又は名称

　　代表者役職名

　　代表者氏名

　（以下、構成員を列記）

（代表者の氏名）

第６条　共同企業体は、●●●●を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　共同企業体の代表者は、第１条に規定する業務の履行に関し、共同企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託料（前払金及び部分払い金を含む。）の請求、受領及び共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の責任）

第８条　各構成員は、第１条に規定する業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第９条　共同企業体の取引金融機関は、●●銀行●●支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第10条　共同企業体は、第１条に規定する業務の完了後当該業務について決算するものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第11条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第12条　構成員は、発注者及び構成員全体の承認がなければ、共同企業体が第１条に規定する業務を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して第１条に規定する業務を完成する。

（構成員の除名）

第12条の２　共同企業体は、構成員のいずれかが、第１条に規定する業務において重要な義務の不履行、その他の除名にし得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項の規定を準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第13条　構成員のうちいずれかが第１条に規定する業務途中において破産又は解散した場合においては、第12条第２項の規定を準用するものとする。

（代表者の変更）

第14条　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者として責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第15条　共同企業体が解散した後においても、第1条に規定する業務につき、契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第16条　この協定書に定めのない事項については、別途定めるものとする。

　●●外●●社は、上記のとおり、●●●●●共同企業体を結成したので、その証拠としてこの協定書●通を作成し、各通に構成員が記名押印のうえ、発注者に提出するほか、各自所持するものとする。

　　　令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　代表者役職名

　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　代表者役職名

　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　(以下、構成員を列記)